

地方自治法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

一 地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等

1 都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならないものとする。 (第百五十条第一項関係)

ア 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

イ アに掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長（指定都市の市長を除く。イ及び4において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならないものとする。 (第百五十条第

二項関係)

ア 1のアに掲げる事務

イ アに掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、1若しくは2の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。 (第百五十条第三項関係)

4 都道府県知事、指定都市の市長及び2の方針を定めた市町村長 (5において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、1又は2の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならないものとする。 (第百五十条第四項関係)

5 都道府県知事等は、4の報告書を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出し、かつ、公表しなければならないものとする。 (第百五十条第五項、第六項及び第八項関係)

二 監査制度の充実強化

1 監査基準に従った監査等の実施等

ア 監査委員は、監査基準 (法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査そ

の他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。以下同じ。）に従い、監査等をしなければならないものとする。こと。（第百九十八条の三第一項関係）

イ 監査基準は、監査委員が定めるものとする。こと。（第百九十八条の四第一項関係）

ウ 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならないものとする。こと。（第百九十八条の四

第三項関係）

エ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。こと。（第百九十八条の四第五項関係）

2 監査委員の権限の強化等

ア 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。こと。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならないものとする。こと。（第百九十九条第十

一項関係)

イ 監査委員からアによる勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならぬものとする。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならないものとする。 (第百九十九条第十五項関係)

ウ 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならないものとする。 (第七十五条第五項及び第百九十九条第十

三項関係)

3 監査体制の見直し

ア 条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとする。 (第百九十六条第一項関係)

イ 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるものとし、監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任するものとする。 (第二百条の二第一項及び第二項関係)

ウ 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものとする。 (第二百条の二第三項関係)

4 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和

政令で定める市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならないものとする。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないものとする。 (第二百五十二条の三十六第二項関係)

三 決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備

普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表

しなければならないものとする。 (第二百三十三条第七項関係)

四 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

- 1 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができるものとする。 (新第二百四十三条の二第一項関係)
- 2 普通地方公共団体の議会は、1の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないものとする。 (新第二百四十三条の二第二項関係)
- 3 住民監査請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならないものとする。 (第二百四十二条第三項関係)

4 普通地方公共団体の議会は、住民監査請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないものとする。 (第二百四十二条第十項関係)

第二 地方公営企業法の一部改正に関する事項

地方公共団体の長は、地方公営企業の決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならないものとする。 (第三十条第八項関係)

第三 地方独立行政法人法の一部改正に関する事項

一 地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加

市町村の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なもののうち、別表に掲げるもの（以下「申

請等関係事務」という。)を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理することを、地方独立行政法人の業務に追加するものとする。 (第二十一条第五号及び別表関係)

二 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

1 一の業務及びこれに附帯する業務を行う地方独立行政法人(以下「申請等関係事務処理法人」という。)は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの(以下「設立団体申請等関係事務」という。)を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理することができるものとする。 (第八十七条の三第一項関係)

2 1により申請等関係事務処理法人が設立団体申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。(第八十七条の三第二項関係)

3 1により申請等関係事務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名にお

いて処理した設立団体申請等関係事務は、当該設立団体の長その他の執行機関が処理したものと
しての効力を有するものとする。 (第八十七条の四関係)

4 申請等関係事務処理法人は、一の業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないもの
とすること。 (第八十七条の五関係)

5 申請等関係事務処理法人は、手数料のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収すること
ができないものとする。 (第八十七条の六第一項関係)

6 設立団体申請等関係事務に関する手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳
入としないで申請等関係事務処理法人の収入とすることができるものとする。 (第八十七条の六
第二項関係)

7 設立団体の長は、議会の議決を経て、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業
年度ごとの目標 (以下二において「年度目標」という。) を定め、当該年度目標を当該申請等関係事
務処理法人に指示するとともに、公表しなければならないものとする。 (第八十七条の八関係)

8 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る7の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に

、年度目標に基づき、当該年度目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、これを公表しなければならないものとする。こと。（第八十七条の九関係）

9 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当するア及びイの区分に応じ各区分に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならないものとする。こと。（第八十七条の十第一項関係）

ア イ以外の事業年度 当該事業年度における1により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「設立団体申請等関係事務処理業務」という。）の実績

イ 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

10 設立団体の長は、9の評価を行ったときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならないものとする。こと。（第八

十七条の十第五項関係）

11 設立団体の長は、9の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとすること。（第八十七条の十第六項関係）

三 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

1 申請等関係事務処理法人（設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村（以下「関係市町村」という。）の申請等関係事務（定款で定めるものに限る。）のうち当該規約で定めるもの（以下「関係市町村申請等関係事務」という。）を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができるものとする。 （第八十七条の十二第一項関係）

2 1により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、当該関係市町村による関係市町村申請

等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。 (第八十七条の十二第二項関係)

3 1により申請等関係事務処理法人が当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理した関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理したも
のとしての効力を有するものとする。 (第八十七条の十三関係)

4 1の協議については、1の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならないも
のとし、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受けなければならないものとする。

(第八十七条の十四第二項及び第三項関係)

5 関係市町村の長は、1により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならない
ものとする。 (第八十七条の十四第五項関係)

6 申請等関係事務処理法人は、1により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に
届け出なければならないものとする。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該
規約を当該申請等関係事務処理法人についての設立又は定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道

府県知事に届け出なければならないものとする。 (第八十七条の十四第六項関係)

7 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人(1により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。))を行うものに限る。以下三において同じ。)について、1の規約で定められた関係市町村申請等関係事務処理業務の全部又は一部に係る定款の定めを廃止する定款の変更を行おうとする場合には、当該定款の変更が効力を生ずる日の一年前までに、当該定款の変更を行おうとする旨及び当該定款の変更が効力を生ずる日を当該規約に係る関係市町村の長に通知しなければならないものとする。 (第八十七条の十五関係)

8 関係市町村に、申請等関係事務処理法人に関する事務を処理させるため、当該関係市町村の長の附属機関として、関係市町村地方独立行政法人評価委員会を置くものとする。 (第八十七条の十六関係)

9 関係市町村の長は、議会の議決を経て、申請等関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下三において「関係市町村年度目標」という。))を定め、当該関係市町村年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、

公表しなければならないものとする。 (第八十七条の十七関係)

10 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る9の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、関係市町村年度目標に基づき、当該関係市町村年度目標を達成するための計画を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた計画を届け出なければならないものとする。 (第八十七条の十八関係)

11 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が該当するア及びイの区分に応じ各区分に定める事項について、関係市町村の長の評価を受けなければならないものとする。 (第八十七条の十九第一項関係)

ア イ以外の事業年度 当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績

イ 三年以上五年以下の期間で関係市町村の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における関係市町村年度目標に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

12 申請等関係事務処理法人は、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理

業務（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務）ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。 （第八十七条の二十第一項関係）

13 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内にそれぞれに定める者に提出し、その承認を受けなければならないものとする。 （第八十七条の二十第三項関係）

ア 申請等関係事務処理法人の業務 設立団体の長

イ 設立団体申請等関係事務処理業務 設立団体の長

ウ 関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務） 関係市町村（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村）の長

14 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）の解散について、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散の日の一年前までに、当該認可を受けようとする旨及び当該解散の日を関係市町村の長に通知しなければならない

らないものとする。 (第八十八条第三項及び第四項関係)

四 申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等

1 申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等

設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する設立団体申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務（以下四において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。）に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。 (第二百二十二条の二関係)

2 申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例

設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。 (第二百二十二条の三関係)

3 申請等関係事務処理法人に対する監督命令

設立団体の長その他の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第百二十二条の四関係)

4 申請等関係事務処理法人に対する停止命令等

ア 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次のいずれかに該当するときは、

当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。 (第百二十二条の五第一項関係)

(一) 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

(二) 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

(三) 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが

困難であると認めるとき。

(四) 3による命令に違反したとき。

イ 申請等関係事務処理法人は、アによる命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、その旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならないものとする。 （第二百二十二条の五第二項関係）

ウ 設立団体の長その他の執行機関は、アによる命令を行い、又はイによる届出があつたときは、その旨の告示をしなければならないものとする。 （第二百二十二条の五第三項関係）

5 設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理

ア 設立団体の長その他の執行機関は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。 （第二百二十二条の六第一項関係）

(一) 4のアにより申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は4のイによる届出があったとき。

(二) 4のアに掲げるいずれかに該当する場合において、4のアにより申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるいとまがないとき。

イ 設立団体の長その他の執行機関は、アにより担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならないものとする。 (第二百二十二条の六第二項関係)

五 地方独立行政法人における適正な業務の確保

地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け、監事の機能強化、業務の評価方法の見直し等所要の規定の整備を行うものとする。

第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

合併特例区の長は、合併特例区協議会が決算の認定をしない旨の決定をした場合において、当該決定を

踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を合併特例区協議会に報告した上で、合併市町村の長に報告するとともに、当該措置の内容を公表しなければならないものとする。こと。（第四十五条第七項関係）

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする。こと。ただし、第一（二の3及び4並びに三に限る。）、第二、第三及び第四に関する規定については平成三十年四月一日から施行するものとする。こと。（改正法附則第一条関係）

二 所要の経過措置を規定するものとする。こと。

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。こと。